

# 資格確認書等を紛失等した場合の 提出書類確認表

資格確認書（有効期限前のもの）、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、資格情報のお知らせを紛失や損傷等をした場合に、共済組合に提出いただく書類について、ご確認ください。

## 質問①

交付を希望する理由は？

- A 交付済の資格確認書等を紛失等した**
- B マイナンバーカードを紛失したまたは要配慮等になった**



マイナンバーカードの紛失・再交付は、  
お住いの自治体で手続をしてください。

提出する書類：用紙№.証関係2

- マイナンバーカードの再交付までの間に資格確認書の交付を希望する
- 要配慮等の特別な事情でマイナ保険証の利用ができなくなった場合

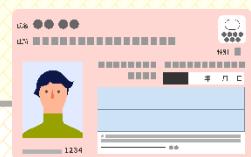
資格確認書  
交付申請書

## 質問②

マイナ保険証の利用登録済ですか。  
または組合員資格を喪失しますか。

- A 利用登録済または資格を喪失する**

- B 利用登録なし**



提出する書類：用紙№.証関係1

再交付申請書

資格確認書を交付します



提出する書類：用紙№.紛失1

資格確認書等の紛失等の届

・資格情報のお知らせの紛失の場合は提出不要

資格を継続する場合は、  
マイナ保険証を利用して下さい



ただし

マイナ保険証の利用登録済の方が資格確認書の交付を希望する場合

あわせて提出する書類：用紙№.解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

用紙№	提出する書類	説明
証関係1	再交付申請書	マイナ保険証をお持ちでない方が、既に交付された有効期限前の資格確認書等を紛失等した場合で、再交付を希望するときに提出
証関係2	資格確認書交付申請書	マイナ保険証をお持ちの方がマイナンバーカードの再交付等手続中の場合、要配慮等の特別な事情でマイナ保険証を利用できなくなり、資格確認書の交付を希望する場合等に提出
紛失	資格確認書等の紛失等の届	マイナ保険証をお持ちの方及び組合員資格を喪失する方が発行済の資格確認書等を紛失したときに提出
解除	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書	マイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証の利用登録済の方が利用登録を解除するときに提出（資格確認書を交付します）

## そのほかに確認していただきたいこと

- ・有効期限が切れた資格確認書及び健康保険証（水色）を紛失した場合は届出不要です。
- ・損傷の場合には損傷した資格確認書等と引き換えになります。